

序文 変革の時代の気候危機対応施策

北村喜宣

上智大学法学部教授

環境基本法（1993 年制定）および「地球温暖化対策の推進に関する法律」（1998 年制定）が、それぞれの本則において、そろって「地球温暖化」という文言を用いているなかで、気候変動適応法（2018 年制定）が「気候変動」という文言を用いたのは、今世紀に入って一層深刻化する気候影響を真摯に受け止めたものといえる。最近では、「気候危機」という表現さえされるようになってきた。

フォアキャストिंगを基調とする伝統的な積上式の施策では、人類史上最大の課題に立ち向かえない。産業革命前と比べた地球全体の平均気温上昇を 2℃ よりも十分下方に保持し、さらに 1.5℃ に抑える努力をしながら、今世紀後半の温室効果ガスの実質的排出をゼロにするというパリ協定（2015 年採択）の戦略は、バックキャストिंगのアプローチを採用し、締約国に自主的な努力を求めている。これは、同協定の 3ヶ月前に国連総会で採択された国連決議「持続可能な発展のための 2030 アジェンダ」（2030 アジェンダ）のコアである SDGs の（もっとももめた目標のひとつとされる）目標 13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を実施する」が予定していたところであった。

よく知られているように、2030 アジェンダのタイトルは、「われわれの世界を変革する」である。「変革」とは、抜本的な改革を意味する。現状の延長線上に将来を考えるフォアキャストिंग・アプローチでは限界があるという認識のもとに、未来の目標を描き、その実現を前提にして、現在の社会のあり方を提示するのがバックキャストिंग・アプローチである。気候危機に対応するためには、大胆な発想の転換や抜本的な政策改革が必要であり、それなくして地球の未来はないという悲壮感が漂う。CX

(Climate Transformation) である。そして、日本国は、国家としてこのアジェンダを受け入れた。この点は、国政三権が等しく認識すべき事実である。日本国憲法のもとでSDGsをどう位置づけるか、そして、われわれの社会の「成長」をどう考えるかは、実務的にも重要な検討課題である。

ソフト・ローであるから法的拘束力はない、実定法規定がないから何もできない。このような低次元の議論をしている場合ではない。SDGsが提示する目標は、変革やイノベーションの創出を引き出すために掲げられている。どのようなルートを通してそこに達するのかは、各国が考えるべきことがらであるが、相当に創造的な発想にもとづく周到な施策が必要である。一刻の猶予も許されないのは、2023年3月20日にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が発表した第6次評価報告書の統合報告書に明白である。パリ協定にもとづき各国が提出した削減目標（NDC）を合計しても2030年の排出量は2019年比でマイナス4%にしかない。2℃なら26%、1.5℃なら43%の削減が必要である。統合報告書は、「この10年に行う選択や対策は、現在から数千年先まで影響を持つ」と述べている。おぞましい戦火の報道に接するにつけ、暗澹たる気分になる。

本特集は、気候危機に対応する国家の立法施策・行政施策・司法施策に焦点をあてて、国内外の動向を検討するものである。環境法に関していえば、日本の諸施策は、基本的にインクリメンタル（漸進的）なものであった。現在の地球環境の状況は、そうした対応が許された時代のそれとは大きく異なっている。とりわけ気候危機に対して、世界第6位の二酸化炭素排出国である日本には、環境基本法5条が規定するように、「我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて」行動する責務がある。世界の主要国が対応したあとでないと国内措置についての合意形成ができないのが日本である。これこそが最も変革されるべき姿勢である。

収録される諸論攷は、いずれも「現在および将来の世代の人権」を意識したものであり、それぞれの主題に関する最新の情報と分析を伝えている。気候問題は、環境問題を超え、すぐれて人権問題となっている。人類が絶滅してもこの惑星は存続し、そこには新たな生態系が創生されるだろう。しかし、誰一人としてそうしたシナリオを歓迎する者はいない。それ

を回避するためにも、三権の間での創造的な対話が強く求められている。「安定性」を重要な伝統的価値原則としてきた「法」も、これまで経験したことのない「時代の挑戦」を受けている。それに敢然と立ち向かうためにも、LX (Legal Transformation) が必要である。

とりわけ司法府の役割は重要である。日本国憲法がいう「現在及び将来の国民」(11条、97条)の存続が危機に瀕しているのである。これを政治的問題・立法的問題という「ひとごと」としてとらえつづけるのか。将来の国民にも基本的人権享有を保障する憲法の尊重擁護義務を課された裁判官の「良心」(76条3項)の問題でもある。

現在における「持続可能な発展」の定義は、「現在および将来の世代の人類の繁栄が依存している地球の生命維持システムを保護しつつ、現在の世代の欲求を満足させるような発展」とされている。(グローバルサウスを含めた)現在世代と将来世代の人権保障をどのような理論構成で確保するのかについて、国際的には、学問的および立法・行政・司法実務的にさまざまな議論がされ、実践もされている。各国の法制度に根ざした特有の論点もあるが、国際的汎用性を有する論点もある。その一端を伝える本特集は、将来世代の繁栄あるいは絶滅のいずれに対してもキャスティング・ボートを持つ私たち現在社会の住人に対して、貴重な知見をもたらしていると信じるものである。